

風水害等の警報発表時における措置について

横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発表された場合の対応について

1. 午前7時以前に発表継続中の場合は、自宅で待機し、登校しないでください。
2. 午前7時現在で発表継続中の場合は、『臨時休業』とし、生徒登校禁止とします。
3. 午前7時現在で発表が解除されている場合は、平常授業になります。
4. 登校後に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発表された場合は、安全確保の面から、学校で対応を判断します。

その他

1. 情報の確認は、(PC インターネット)横浜市 HP (<http://www.city.yokohama.jp/>) の右側にある、「もしものときは－防災情報」⇒「横浜市の気象情報」⇒「一般気象情報」⇒「警報注意報」で確認できます。
(携帯・PC インターネット)横浜市防災情報 HP (<http://www.bousai-mail.jp/yokohama>) の「気象警報・注意報」⇒「現在の注意報・警報」でも確認できます。
2. 学校への電話による問い合わせはしないでください。ただし、登下校中に事故が生じた場合には、速やかに連絡をしてください。
3. 横浜・川崎以外に居住している場合は、居住地域への警報の発表をもって、適用します。
4. 「大雨警報」や「洪水警報」等については、全市一斉の臨時休業にはなりません。安全面に十分気をつけて登校してください。

平成 20 年 7 月 18 日改訂